

# 塩竈市地域防災計画改訂案 概要

## 目次

1	改訂案作成の流れ	2
2	改訂方針	3
3	塩竈市地域防災計画改訂案	4
	A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂	4
	B 塩竈市の状況を踏まえた改訂	31
参考	自動車避難に関する他市町村の事例	41

令和4年3月時点

塩竈市

# 1 改訂案作成の流れ

令和3年度第1回防災会議で示した改訂方針案に基づき、塩竈市地域防災計画改訂案を作成しました。前回防災会議からの改訂の流れは、以下の通りです。

赤字：未確定の項目

令和3年  
12月6日

第1回  
防災会議

改訂方針について委員から承認を得た。

- 当日議論になった主な内容
  - ・ 各地域における**高齢化対策**
  - ・ 塩竈市における**自動車避難に関する課題**
  - ・ 地域防災計画の改訂におけるポイント 等

令和4年  
1月19日

第2回  
作業部会

第1回防災会議で承認が得られた改訂方針に基づき、地域防災計画の改訂案を作成した。

- 協議事項
  - ・ 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂の方針について
  - ・ 塩竈市の状況を踏まえた改訂内容について

令和4年  
3月9日

第2回防災会議  
(書面開催)

作業部会が作成した改訂案を委員に意見照会をする。

## 2 改訂方針

令和3年度第1回防災会議で示した改訂方針は以下の通りです。各改訂方針に基づき、改訂案を作成しました。

### A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂

- ① 防災関係法令・ガイドラインの改正
  1. 災害対策基本法
  2. 水防法
  3. 津波対策の推進に関する法律
  4. 土砂災害防止法
  5. 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律
  6. 土砂災害対策基本指針
  7. 地区防災計画ガイドライン
  8. 土砂災害警戒避難ガイドライン
  9. 避難情報に関するガイドライン
  10. 宮城県津波対策ガイドライン
  11. 原子力災害対策指針
- ② 上位計画の更新に基づく記載事項
  1. 宮城県地域防災計画（R3.2）
  2. 塩竈市国土強靱化地域計画（R3.6）
  3. 第6次塩竈市長期総合計画（策定中）

### B 塩竈市の状況を踏まえた改訂

- ① 組織変更に伴う所掌事務の整理
- ② 塩竈市が抱える課題への対応
  1. 担当部署の明確化
  2. 業務実施体制の見直し
  3. 避難対応の明確化
  4. 確実な情報伝達方法の確保
  5. 避難行動要支援者への対応
  6. 災害廃棄物の処理に必要な場所の確保
  7. 参集職員の安全確保
  8. 指定避難所や被災リスクのある地域に立地する防災関連施設の見直し
- ③ 町内会が抱える課題への対応
  1. 住民の高齢化による自主防災組織活動の低迷への対応
  2. 若い世代の防災意識向上
  3. 市との連絡体制等の明確化
  4. 自動車避難の対応

等

# 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

## A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（1 / 27）

平成26年以降に改正された法令やガイドラインの内容を踏まえて、改訂案を作成しました。

No.	法律・計画等	主な更新内容	
1	災害対策基本法	①緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策 ②地方公共団体間の広域応援体制の強化 ③災害時における円滑かつ迅速な避難の確保 ④災害救助法の一部改正	
改訂案			
地域防災計画該当箇所		記載内容（赤字：修正・追記事項）	対応する更新内容
地震災害 対策編	第3章 第10節 交通・ 輸送計画	<b>第3 陸上交通の確保 2 緊急交通路確保のための措置</b> （3）障害物の除去 ③ 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。 ④ 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、運転者がいない場合等において、自ら車両の移動等を行う。その際、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる他、沿道での車両保管場所の確保等のため、他人の土地の一時使用や竹木その他の障害物を処分することができる。	①
地震災害 対策編	第3章 第4節 相互応援 活動	<b>第7 他県等への応援体制</b> 市及び県は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。 また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。	②
地震災害 対策編	第3章 第12節 避難活 動	<b>第1 避難の勧告又は指示</b> 地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、市長は必要と認める地域の必要と認める市民等に対して速やかに避難の勧告又は指示を行う。	③

# 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

## A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（2 / 27）

No.	法律・計画等	主な更新内容
1	災害対策基本法	①緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策 ②地方公共団体間の広域応援体制の強化 ③災害時における円滑かつ迅速な避難の確保 ④災害救助法の一部改正
改訂案		
地域防災計画該当箇所	記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：今後の対応方針）	対応する更新内容
地震災害対策編	第2章 第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策  <b>第1 高齢者、障がい者等への支援対策 2 在宅の避難行動要支援者の災害予防対策</b> <b>（4）個別避難計画の作成・更新</b> 市は、避難支援等関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。個別避難計画では、避難行動要支援者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ、一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、車による避難も含む支援方法、避難先を決めておくなど、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画を策定するよう努める。 また、個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。 <b>【個別避難計画 記載事項】</b> ① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 電話番号その他の連絡先 ⑥ 避難支援等を必要とする事由 ⑦ 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先 ⑧ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ⑨ ①～⑧のほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項	③

# 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

## A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（3 / 27）

No.	法律・計画等	主な更新内容
1	災害対策基本法	①緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策 ②地方公共団体間の広域応援体制の強化 ③災害時における円滑かつ迅速な避難の確保 ④災害救助法の一部改正
<b>改訂案</b>		
地域防災計画該当箇所	記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：今後の対応方針）	対応する更新内容
地震災害 対策編	第3章 第12節 避難活動  <b>第9 広域避難</b> 1 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。また、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難についての助言を県に求める。 2 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 3 市、県、国、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。 4 市、県、政府本部、指定行政機関、公共機関及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。	③
地震災害 対策編	第3章 第5節 災害救助法の適用  <b>第1 災害救助法の適用</b> （省略）なお、災害が発生するおそれがあり、特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置された場合、県知事は、市域において被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても事前避難・避難所の供与を行う。	④

# 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

## A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（4 / 27）

No.	法律・計画等	主な更新内容
2	水防法	①「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築
4	土砂災害防止法	③土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者の義務
5	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律	②水防法の改正に基づく記載事項 ③土砂災害防止法の改正に基づく記載事項
6	土砂災害対策基本指針	①土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者の義務

### 改訂案

地域防災計画該当箇所		記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：今後の対応方針）	対応する更新内容
風水害等 災害対策 編	第2章 第19節 要 配慮者・避難 行動要支援者 への支援対策	<p><b>第1 高齢者、障がい者等への対応</b>                      高齢者、障がい者等への対応は、第1編地震災害対策編 第2章 第26節 第1「高齢者、障がい者等への支援対策」の定めに基づき、<b>他、次の対策を実施する。</b></p> <p><b>1 リスクが高い区域内の要配慮者利用施設の避難体制強化</b>                      市は、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、及び土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設（以下、この節において「リスクが高い区域内の要配慮者利用施設」という。）の管理者が、浸水や土砂災害に対して、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために行う以下の内容について、必要な助言又は勧告を行い、積極的に支援する。</p> <p>（1）「避難確保計画」の作成</p> <p>① リスクが高い区域内の要配慮者利用施設の管理者は、浸水や土砂災害が発生するおそれがある場合に施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「避難確保計画」を作成する。その際、より実効性のある「避難確保計画」とするため、具体的な内容を記載することに努める。</p> <p>② リスクが高い区域内の要配慮者利用施設の管理者は、「避難確保計画」を作成、又は変更したときは、遅滞なく、その計画を市長へ報告する。</p> <p>（2）避難訓練の実施                      リスクが高い区域内の要配慮者利用施設の管理者は、「避難確保計画」に基づいた避難訓練を定期的実施し、その結果を踏まえて「避難確保計画」等の見直しを行い、より実効性の高い避難の確保を図る。</p>	2-① 4-③ 5-② 5-③ 6-①

※塩竈市内に雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域は現在指定されていないが、指定に向けて検討中であるため、今回の改訂で事前に反映する方針。

・雨水出水浸水想定区域：令和7～8年度の指定に向けて検討する予定。

・高潮浸水想定区域：令和3年10月1日時点で県が検討中（8頁参照）

また、津波防災地域づくりに関する法律においても避難確保計画の作成が義務づけられていることから、津波災害対策編にも反映する。

### 高潮浸水想定区域の検討状況

■ 高潮により大きな被害が発生するおそれの高い海岸（東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海等）における検討状況

	都道府県	公表日	指定日	
東京湾	千葉県	平成30年11月	-	
	東京都	平成30年3月	令和2年4月	
	神奈川県	-	平成31年4月	
伊勢湾・三河湾	愛知県	令和3年3月	令和3年6月	
	三重県	令和2年8月	-	
大阪湾	大阪府	-	令和2年8月	
	兵庫県 尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市 神戸市	令和元年8月 令和元年9月	-	
	兵庫県（播磨）	令和2年8月	-	
瀬戸内海	岡山県（岡山）	検討中		
	広島県（広島）	検討中		
	山口県（山口南）	検討中		
	徳島県（讚岐阿波）	令和2年1月	令和2年9月	
	香川県（讚岐阿波・燧灘）	令和3年3月	令和3年5月	
	愛媛県（伊予灘・燧灘）	令和2年8月	-	
	福岡県（豊前豊後）	-	令和元年12月	
	大分県（豊前豊後）	-	令和3年6月	
	有明海	熊本県	検討中	
		佐賀県	検討中	
福岡県		-	令和元年12月	
長崎県		検討中		
八代海	熊本県	検討中		
	鹿児島県	令和3年3月	-	

■ その他地域における検討状況

（令和3年10月1日現在）

都道府県	公表日	指定日
北海道（根室・渡島南）	検討中	
青森県（陸奥湾）	検討中	
宮城県（仙台湾）	検討中	
千葉県（千葉東）	検討中	
神奈川県（相模灘）	-	令和3年5月
富山県（富山湾）	検討中	
静岡県（伊豆半島の一部）	令和3年3月	-
静岡県（伊豆半島・駿河湾・遠州灘）	検討中	
兵庫県（但馬）	令和3年2月	-
兵庫県（淡路）	令和2年8月	-
和歌山県（熊野灘・紀州灘）	検討中	
徳島県（紀伊水道西・海部灘）	令和2年1月	令和2年9月
愛媛県（豊後水道東）	令和2年8月	-
高知県（海部灘・土佐湾・豊後水道東）	検討中	
福岡県（玄界灘）	-	平成30年6月
佐賀県（松浦）	検討中	
熊本県（天草西）	検討中	
大分県（豊後水道西）	-	令和3年6月
宮崎県（日向灘）	令和3年3月	-
鹿児島県（大隈・鹿児島湾・薩摩・薩南諸島）	検討中	
沖縄県（琉球諸島）	検討中	

指定済：8都府県（東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、徳島県、香川県、福岡県、大分県）

公表済（未指定）：7県（千葉県、静岡県、三重県、兵庫県、愛媛県、宮崎県、鹿児島県）

<注釈>

指定日：水防法に基づき「高潮浸水想定区域」の指定・公表日

公表日：水防法に基づく区域指定に先立ち、「高潮浸水想定区域図」の公表日

検討中：「高潮浸水想定区域」の指定に向けて、検討に着手している都道府県



# 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

## A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（5 / 27）

No.	法律・計画等	主な更新内容	
3	津波対策の推進に関する法律	①津波対策の推進に関する法律の改正	
<b>改訂案</b>			
地域防災計画該当箇所		記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：今後の対応方針）	対応する更新内容
津波災害 対策編	第2章 第9節 防災知識 の普及	<b>第1 防災知識の普及、徹底</b> <b>1 津波防災の日（11月5日）</b> 市は、「津波防災の日」である11月5日が平成27年12月の国連総会決議において「世界津波の日」とされたことも踏まえ、津波防災の日には、津波対策に関する国際協力の推進に資するよう配慮しつつ、その趣旨にふさわしい行事を実施するよう努める。	①

No.	法律・計画等	主な更新内容	
4	土砂災害防止法	①円滑な避難指示等の発令に資する情報の提供 ②避難体制の充実・強化	
<b>改訂案</b>			
地域防災計画該当箇所		記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：今後の対応方針）	対応する更新内容
風水害等 災害対策 編	第3章 第14節 避難活 動	<b>第2 避難の勧告又は指示</b> （省略） （5）市長は、避難の指示（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。）を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について、助言を求める。この場合において、助言を求められた国又は県は、必要な助言をする。	①

# 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

## A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（6 / 27）

No.	法律・計画等	主な更新内容
4	土砂災害防止法	①円滑な避難指示等の発令に資する情報の提供 ②避難体制の充実・強化

### 改訂案

地域防災計画該当箇所	記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：今後の対応方針）	対応する更新内容
風水害等 災害対策 編 第2章 第1節 風水 害等に強いま ちづくり	<p><b>第3 土砂災害予防対策</b>  <b>(4) 市長の処置</b>            市長は、土砂災害の警戒避難体制に関して予め下記事項を定めておく <del>ものとする。</del></p> <p>① 市防災計画において定める事項</p> <p>ア 雨量情報、土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）、市民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項</p> <p>イ 避難施設その他の避難場所及び避難路、その他の避難経路に関する事項</p> <p>ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>エ 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設が存在し、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法</p> <p>オ 救助に関する事項</p> <p>カ 上記に掲げたもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</p> <p>② 避難指示の発令基準</p> <p>③ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所</p> <p>④ 避難指示の発令対象区域</p> <p><del>④ 雨量情報、土砂災害警戒情報、市民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報についての情報の収集及び伝達体制</del></p> <p>⑤ 上記①イのほか、土砂災害に対して安全な指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の <del>一覧</del>開設・運営体制、避難所開設状況の伝達方法</p> <p>⑥ 上記①エのほか、土砂災害時の要配慮者関連施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報、気象情報や避難指示の情報の伝達方法、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有方法</p> <p>⑦ 土砂災害に係る防災意識の向上方法</p>	②

# 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

## A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（7 / 27）

No.	法律・計画等	主な更新内容
5	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律	②水防法の改正に基づく記載事項
<b>改訂案</b>		
地域防災計画該当箇所	記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：今後の対応方針）	対応する更新内容
風水害等 災害対策 編	<p>第2章 第1節 風水害等に強いまちづくり</p> <p><b>第1 水害予防対策</b> <b>3 雨水出水浸水想定区域の指定</b></p> <p>(1) 市は、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保、及び浸水を防止することにより被害の軽減を図るため、水防法第14条の2に基づき、以下の排水施設について、想定最大規模の降雨により浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定する。</p> <p>① 市が管理する公共下水道等の排水施設で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した排水施設</p> <p>② 浸水被害対策区域内に存する排水施設</p> <p>③ 排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設、避難施設、避難路等が存し、かつ、市長が周辺地域における雨量、排水施設の水位情報のほか、気象庁が発表する雨量や雨水出水に関する情報を入手することができる施設</p> <p>(2) 市は、雨水出水浸水想定区域を指定した場合には、区域ごとに水位等の情報や気象庁が発表する雨量や雨水出水に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路等に関する事項、避難訓練の実施に関する事項、その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、及び雨水出水浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について市民等に周知するため、ハザードマップ等の配布やその他必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 市は、作成したハザードマップ等について、市民だけでなく通勤者や旅行者等、一時的に地域に滞在する者も被災するおそれがあることから、インターネット、印刷物の配布や回覧、及び掲示板の活用等、適切な方法により、広く周知を図る。</p> <p>(4) 市は、市民等が地域の水害リスクを日頃から身近に実感できるよう、生活空間である「まちなか」に浸水深や避難場所等を案内する標示板等を設置し、「まるごとまちごとハザードマップ」の実施に努める。</p> <p>※塩竈市内に雨水出水浸水想定区域は現在指定されていないが、指定に向けて検討予定であるため、今回の改訂で事前に反映する方針。</p> <p>・雨水出水浸水想定区域：令和7～8年度の指定に向けて検討する予定。</p>	②

# 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

## A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（8 / 27）

No.	法律・計画等	主な更新内容
5	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律	②水防法の改正に基づく記載事項
<b>改訂案</b>		
地域防災計画該当箇所	記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：今後の対応方針）	対応する更新内容
風水害等 災害対策 編	<p>第2章 第1節 風水害等 に強いまちづくり</p> <p><b>第2 高潮、波浪等災害予防対策</b> <b>4 高潮浸水想定区域の指定</b></p> <p>(1) 知事は、高潮発生時の円滑かつ迅速な避難の確保、及び浸水を防止することにより被害の軽減を図るため、水防法第14条の3に基づき、以下について、想定最大規模の高潮により氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定する。</p> <p>① 県の区域内に存する海岸で、高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして知事が指定したもの</p> <p>② ①以外の海岸で周辺地域に住宅・要配慮者利用施設・避難施設・避難路等が存し、かつ、市長が周辺地域における高潮の発生のおそれに関する気象の状況、その他の情報を入手することができるもの</p> <p>(2) 市は、市内に高潮浸水想定区域の指定を受けた場合には、区域ごとに水位等の情報、及び気象庁が発表する雨量や高潮に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路等に関する事項、避難訓練の実施に関する事項、その他高潮発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、及び高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について市民等に周知するため、ハザードマップ等の配布やその他必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 市は、作成したハザードマップ等について、市民だけでなく通勤者や旅行者等、一時的に地域に滞在する者も被災するおそれがあることから、インターネット、印刷物の配布や回覧、及び掲示板の活用等、適切な方法により、広く周知を図る。</p> <p>(4) 市は、市民等が地域の水害リスクを日頃から身近に実感できるよう、生活空間である「まちなか」に浸水深や避難場所等を案内する標示板等を設置し、「まるごとまちごとハザードマップ」の実施に努める。</p> <p>※塩竈市内に雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域は現在指定されていないが、指定に向けて検討中であるため、今回の改訂で事前に反映する方針。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水出水浸水想定区域：令和7～8年度の指定に向けて検討する予定。</li> <li>・高潮浸水想定区域：令和3年10月1日時点で県が検討中（8頁参照）</li> </ul>	②

### 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

#### A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（9 / 27）

No.	法律・計画等	主な更新内容
5	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律	④下水道法の改正に基づく記載事項 ⑤都市緑地法の改正に基づく記載事項 ⑥都市計画法の改正に基づく記載事項 ⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の改正に基づく記載事項
改訂案		
地域防災計画該当箇所	記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：今後の対応方針）	対応する更新内容
風水害等 災害対策 編	第2章 第4節 ライフライン施設等の予防対策  <b>第2 下水道施設</b> 下水道施設の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第8節 第2「下水道施設」の定めに準ずるほか、以下の内容を実施する。 <b>1 浸水被害対策の強化</b> 市は、下水道事業計画に基づき、10年に1度の雨量（52.2mm/h）に対応できる体制を整備するとともに、樋門等の操作施設に関する操作規則を定め、市街地への逆流等を確実に防止する。	④

# 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

## A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（10 / 27）

No.	法律・計画等	主な更新内容	
5	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律	⑥都市計画法の改正に基づく記載事項 ⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の改正に基づく記載事項	
<b>改訂案</b>			
地域防災計画該当箇所		記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：今後の対応方針）	対応する更新内容
地震災害 対策編	第4章 第3節 住宅復旧 支援	<b>第3 防災集団移転促進事業の活用 2 移転促進地域</b> (3) 地すべり防止区域 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定に基づく条例で指定された区域 (4) 急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づく条例で指定された区域 (5) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく条例で指定された区域 (6) 浸水被害防止区域 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の規定に基づく条例で指定された区域	⑦

# 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

## A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（11/27）

No.	法律・計画等	主な更新内容	
7	地区防災計画ガイドライン ※災害対策基本法（H25.6.21公布・施行）の改正内容に基づく地区防災計画の作成及び地区内の防災活動の促進に関わるガイドライン	①防災意識の向上	
<b>改訂案</b>			
地域防災計画該当箇所		記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：今後の対応方針）	対応する更新内容
地震災害 対策編	第2章 第12節 自主防災組織の育成	<p><b>第3 自主防災組織の活動の支援</b></p> <p><b>4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</b></p> <p>市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。</p> <p>この場合、必要に応じて、地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として塩竈市防災会議に提案する等、市と連携して防災活動を行う。</p> <p>市は、市防災計画に地区防災計画を位置付けるよう一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定める。</p>	①

# 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

## A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（12/27）

No.	法律・計画等	主な更新内容	
8	土砂災害警戒避難ガイドライン ※土砂災害防止法（H26.11.19公布・H27.1.18施行）の改正等を踏まえた警戒避難体制の充実・強化に関するガイドライン	①土砂災害の危険性等の周知 ②情報の収集	
<b>改訂案</b>			
地域防災計画該当箇所		記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：今後の対応方針）	対応する更新内容
風水害等 災害対策 編	第2章 第1節 風水害等 に強いまちづくり	<b>第3 土砂災害予防対策 2 土砂災害防止対策の推進</b> <b>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域</b> ③ 市の責務 イ 土砂災害ハザードマップの作成 市は、土砂災害ハザードマップを警戒区域毎に作成し、区域内の各戸へ配布することにより、住民への周知徹底を <b>継続的に</b> 図る。なお、土砂災害ハザードマップには、土砂災害警戒区域図等を基に、土砂災害に関する情報及び避難情報等の伝達方法、避難所・避難経路、要配慮者利用施設、防災関係機関及び緊急連絡先等を記載する。	①
風水害等 災害対策 編	第3章 第2節 防災気象 情報の伝達	<b>第2 土砂災害警戒情報 1 土砂災害警戒情報の内容</b> <b>(3) キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</b> キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示される防災情報である。大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、キキクルにより、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。	②



# 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

## A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（13 / 27）

No.	法律・計画等	主な更新内容
8	土砂災害警戒避難ガイドライン	①土砂災害の危険性等の周知 ⑦防災意識の向上
<b>改訂案</b>		
地域防災計画該当箇所	記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：今後の対応方針）	対応する更新内容
風水害等 災害対策 編	<p>第2章 第1節 風水害等 に強いまちづくり</p> <p><b>第3 土砂災害予防対策 2 土砂災害防止対策の推進</b>  <b>(3) 土砂災害防止のための啓発活動</b></p> <p>① 土石流、がけ崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、先ず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。  このため市は、土砂災害警戒区域、<b>土砂災害警戒区域に相当する区域</b>、土砂災害危険箇所を地域防災計画に掲載するとともに、<b>市民と対話をしながらのハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現地への標識の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。</b></p> <p>② <b>市は、土砂災害に対する警戒避難体制の充実・強化のため、土砂災害のおそれのある区域ごとに、警戒避難に関する行動の手順（タイムライン）を市民も参画した上でとりまとめ、防災訓練等を通して検証し、改善していく取り組みを推進する。</b></p> <p>③ <b>市は、地域コミュニティ活動に併せて実施する等、できるだけ多くの市民が参加できる防災訓練の展開に務める。</b></p> <p>④ <b>土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間</b>  毎年6月は土砂災害防止月間になっており、その中でも6月1日～7日は、がけ崩れ防災週間となっている。市は特にこの期間に県と連携して市民に対し、次のような広報活動を実施する。</p> <p>ア ポスター等の配布・土砂災害に関する説明会  イ 危険箇所のパトロールの実施、市民に対してのチラシ等の配布  ウ 広報車による巡回広報活動  エ 土砂災害に関する小中学生の絵画・ポスター・作文の優秀作品の一般公開  <b>オ 次世代の地域防災の担い手となる小・中学生等を対象に、ハザードマップ等を活用した実践的な防災教育、啓発を目的とした講習会・現場見学会等の取り組みへの支援</b></p>	① ⑦

# 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

## A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（14 / 27）

No.	法律・計画等	主な更新内容	
8	土砂災害警戒避難ガイドライン	②情報の収集 ③情報の伝達 ④避難指示等の発令・解除	
<b>改訂案</b>			
地域防災計画該当箇所		記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：今後の対応方針）	対応する更新内容
風水害等 災害対策 編	第3章 第3節 情報の収 集・伝達	<b>第1 情報収集・伝達 1 被害情報の収集・伝達</b> （2）被害の第1次情報等の収集・連絡 ① 被害情報の把握内容 各部は被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。 （省略） ウ 土砂災害の前兆現象、及び発生状況（近隣の市町等の土砂災害発生情報を含む）	②
風水害等 災害対策 編	第3章 第2節 防災気象 情報の伝達	<b>第2 土砂災害警戒情報 2 土砂災害警戒情報の伝達</b> （省略）市長は、土砂災害警戒情報が発表された場合には、当該情報を市民に周知するとともに、土砂災害危険箇所警戒区域等に指定されている地域の住民に対して、避難勧告指示等を発令する。 なお、市は、多様な伝達手段を確保し、避難指示や土砂災害警戒情報等の防災情報を確実に市民等へ伝達する体制を構築する。	③ ④

### 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

#### A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（15 / 27）

No.	法律・計画等	主な更新内容
8	土砂災害警戒避難ガイドライン	③情報の伝達 ④避難指示等の発令・解除
<b>改訂案</b>		
地域防災計画該当箇所	記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：今後の対応方針）	対応する更新内容
風水害等 災害対策 編	<p>第3章 第2節 防災気象 情報の伝達</p> <p><b>第2 土砂災害警戒情報</b> 土砂災害警戒情報は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、市町村を最小単位とし県内の全市町村を発表対象として宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する防災情報である（全36市町村・40区分）。</p>	④

# 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

## A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（16 / 27）

No.	法律・計画等	主な更新内容
8	土砂災害警戒避難ガイドライン	④避難勧告・避難指示等の発令・解除
<b>改訂案</b>		
地域防災計画該当箇所	記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：今後の対応方針）	対応する更新内容
風水害等 災害対策 編	<p>第3章 第14節 避難活動</p> <p><b>第2 避難の勧告又は指示 3 市長、知事の役割</b></p> <p>(1) 市長は、大規模災害に起因して市民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民に対し、速やかに<b>避難の指示又は緊急安全確保の指示</b>を行う。</p> <p>(2) 市長は、避難の指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。</p> <p>(3) 市長は、大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りを恐れず早期に避難指示を発令する。特に土砂災害や下水道による水害については、突発性が高く精確な事前予測が困難であることが多いため、市長は指定緊急避難場所の開放を終えていない状況であっても躊躇なく避難指示を発令することとし、市民はそのような場合があり得ることに留意する。</p> <p>(4) 市長は、避難指示等を発令しても被害が生じなかった場合には、そのときの気象状況や過去の降雨との比較、被害が生じなかった理由、近隣地域で起きていた異変、土砂災害対策施設の効果等、どの程度危険な状況であったのかについての客観的な情報を、降雨の後に市民に対して出来るだけ正確に情報提供できるよう努め、避難指示の意味に関する市民への理解を促進する。</p> <p>(省略)</p>	④

### 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

#### A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（17 / 27）

No.	法律・計画等	主な更新内容	
8	土砂災害警戒避難ガイドライン	④避難勧告・避難指示等の発令・解除 ⑤安全な避難場所・避難経路の確保	
<b>改訂案</b>			
地域防災計画該当箇所		記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：今後の対応方針）	対応する更新内容
風水害等 災害対策 編	第3章 第14節 避難活動	※「土砂災害の避難勧告等で求められる住民の避難行動について具体的に解説を記載」については、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府、平成26年9月）」の4.3表1をもとに編集されていることから、市の「避難指示発の段階別市民等に求める行動」表の時点更新有無の確認後、「避難情報に関するガイドライン（R3.5改定）」と整合を図り、修正する。	④

# 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

## A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（18 / 27）

No.	法律・計画等	主な更新内容
8	土砂災害警戒避難ガイドライン	⑥要配慮者の支援
<b>改訂案</b>		
地域防災計画該当箇所	記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：今後の対応方針）	対応する更新内容
風水害等 災害対策 編	<p>第2章 第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p><b>町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 第1 高齢者・障がい者等への対応</b>            高齢者・障がい者等への対応における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第26節 第1「高齢者・障がい者等への対応」の定めに基づき、<b>次の対策を実施する。</b></p> <p><b>1 リスクが高い区域内の要配慮者利用施設における避難体制強化</b>            雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、及び土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の管理者は、浸水や土砂災害に対して、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、以下の対策を実施する。</p> <p>(1) 「避難確保計画」の作成</p> <p>① 浸水や土砂災害が発生するおそれがある場合、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「避難確保計画」を作成する。その際、より実効性のある「避難確保計画」とするため、下記に示すような具体的な内容を記載することに努める。</p> <p>② 「避難確保計画」を作成、又は変更したときは、遅滞なく、その計画を市長へ報告する。</p> <p>(2) 防災教育・避難訓練の実施            「避難確保計画」に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や避難訓練を定期的に行い、職員や施設利用者の浸水や土砂災害に関する知識を深める。            また、避難訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じて「避難確保計画」等の見直しを行い、より実効性の高い避難の確保を図る。</p> <p>(3) 雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域内における要配慮者利用施設の管理者は、浸水時における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を行うため、自衛水防組織を設置するよう努める。</p> <p>(次頁へつづく)</p>	⑥

# 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

## A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（19 / 27）

No.	法律・計画等	主な更新内容		
8	土砂災害警戒避難ガイドライン	⑥要配慮者の支援		
<b>改訂案</b>				
地域防災計画該当箇所	記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：今後の対応方針）	対応する更新内容		
風水害等 災害対策 編	第2章 第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	⑥		
	<p>〈避難確保計画に記載する内容の例〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自衛水防組織を設置する場合</th> <th>自衛水防組織を設置しない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の目的</li> <li>・ 計画の報告</li> <li>・ 計画の適用範囲</li> <li>・ 防災体制</li> <li>・ 情報収集・伝達</li> <li>・ 避難誘導</li> <li>・ 避難の確保を図るための施設の整備</li> <li>・ 防災教育及び訓練の実施</li> <li>・ 自衛水防組織の業務に関する事項</li> <li>・ 防災教育及び訓練の年間計画（※）</li> <li>・ 利用者緊急連絡先一覧表（※）</li> <li>・ 緊急連絡網（※）</li> <li>・ 外部機関等の緊急連絡先一覧表（※）</li> <li>・ 対応別避難誘導一覧表（※）</li> <li>・ 自衛水防組織活動要領（※）</li> <li>・ 自衛水防組織の編成と任務（※）</li> <li>・ 自衛水防組織装備品リスト（※）</li> <li>・ 施設周辺の避難地図</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の目的</li> <li>・ 計画の報告</li> <li>・ 計画の適用範囲</li> <li>・ 防災体制</li> <li>・ 情報収集・伝達</li> <li>・ 避難誘導</li> <li>・ 避難の確保を図るための施設の整備</li> <li>・ 防災教育及び訓練の実施</li> <li>・ 防災教育及び訓練の年間計画（※）</li> <li>・ 利用者緊急連絡先一覧表（※）</li> <li>・ 緊急連絡網（※）</li> <li>・ 外部機関等の緊急連絡先一覧表（※）</li> <li>・ 対応別避難誘導一覧表（※）</li> <li>・ 防災体制一覧表（※）</li> <li>・ 施設周辺の避難地図</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）市長への提出が不要な事項</p> <p>※「要配慮者利用施設等の管理者が避難計画を策定する際の留意事項」については、土砂災害警戒区域内だけでなく、雨水出水・高潮浸水想定区域内の要配慮者施設対応も含めた内容とするため、「避難確保計画作成の手引き（R2.6）」を参照して修正を行った。</p> <p>※塩竈市内に雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域がない場合は、上記の内容から削除する。また、津波防災地域づくりに関する法律においても避難確保計画の作成が義務づけられていることから、津波災害対策編にも反映する。</p>		自衛水防組織を設置する場合	自衛水防組織を設置しない場合
自衛水防組織を設置する場合	自衛水防組織を設置しない場合			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の目的</li> <li>・ 計画の報告</li> <li>・ 計画の適用範囲</li> <li>・ 防災体制</li> <li>・ 情報収集・伝達</li> <li>・ 避難誘導</li> <li>・ 避難の確保を図るための施設の整備</li> <li>・ 防災教育及び訓練の実施</li> <li>・ 自衛水防組織の業務に関する事項</li> <li>・ 防災教育及び訓練の年間計画（※）</li> <li>・ 利用者緊急連絡先一覧表（※）</li> <li>・ 緊急連絡網（※）</li> <li>・ 外部機関等の緊急連絡先一覧表（※）</li> <li>・ 対応別避難誘導一覧表（※）</li> <li>・ 自衛水防組織活動要領（※）</li> <li>・ 自衛水防組織の編成と任務（※）</li> <li>・ 自衛水防組織装備品リスト（※）</li> <li>・ 施設周辺の避難地図</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の目的</li> <li>・ 計画の報告</li> <li>・ 計画の適用範囲</li> <li>・ 防災体制</li> <li>・ 情報収集・伝達</li> <li>・ 避難誘導</li> <li>・ 避難の確保を図るための施設の整備</li> <li>・ 防災教育及び訓練の実施</li> <li>・ 防災教育及び訓練の年間計画（※）</li> <li>・ 利用者緊急連絡先一覧表（※）</li> <li>・ 緊急連絡網（※）</li> <li>・ 外部機関等の緊急連絡先一覧表（※）</li> <li>・ 対応別避難誘導一覧表（※）</li> <li>・ 防災体制一覧表（※）</li> <li>・ 施設周辺の避難地図</li> </ul>			

# 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

## A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（20/27）

No.	法律・計画等	主な更新内容
8	土砂災害警戒避難ガイドライン	⑥要配慮者の支援
<b>改訂案</b>		
地域防災計画該当箇所	記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：方針確認事項）	対応する更新内容
風水害等 災害対策 編	<p>第2章 第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p><b>第1 高齢者、障がい者等への対応</b>                      高齢者、障がい者等への対応は、第1編地震災害対策編 第2章 第26節 第1「高齢者、障がい者等への支援対策」の定めに基づき、<b>他、次の対策を実施する。</b></p> <p><b>2 在宅の避難行動要支援者への避難支援</b>                      （1）市は、浸水や土砂災害に対して、防災関係部局と福祉関係部局等が連携し、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援体制を確立する。                      また、自力での避難が困難な在宅の避難行動要支援者が、避難時に支援を要する旨を自発的に前もって避難支援者や市に伝える意識を持つよう、浸水や土砂災害に対する意識の向上を図る。                      （2）市は、日頃から在宅の避難行動要支援者に接している介護サービス事業者、医療事業者、民生委員等に対し、避難支援に関する説明会を実施する等、浸水や土砂災害に対する防災意識の向上を図る。</p>	⑥



# 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

## A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（21 / 27）

No.	法律・計画等	主な更新内容
9	避難情報に関するガイドライン ※災害対策基本法(R3.5.10公布、R3.5.20施行)の改正等を踏まえた市町村における避難情報の発令基準等の検討等に参考となるガイドライン	①避難情報、警戒レベルの見直し

### 改訂案

地域防災計画該当箇所	記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：方針確認事項）	対応する更新内容
風水害等 災害対策 編 第2章 第16節 避難対策	<p><b>第2 水害、土砂災害、高潮災害における避難指示等</b></p> <p><b>1 避難情報と警戒レベル</b></p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>市が避難指示等を発令する場合、又は仙台管区気象台が大雨注意報等、該当する防災気象情報を発表する場合には、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルを用いて提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解し、警戒レベルに対応した避難行動がわかるような避難情報の提供に努める。</p> <p>市民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても仙台管区気象台等が発表する防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p> <p>〈避難情報と警戒レベル〉 ※次頁に表を示す。</p>	①

# 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

## A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（22/27）

### 〈避難情報と警戒レベル〉

警戒レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令・発表される状況</li> <li>■居住者等がとるべき行動</li> </ul>	行動を居住者等に促す情報	発令者発表者
警戒レベル5相当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生又は切迫</li> <li>■命の危険 直ちに安全確保！                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>緊急安全確保</b></p> <p>※必ず発令される情報ではない</p>	市
警戒レベル4相当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害のおそれ高い</li> <li>■危険な場所から全員避難                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>避難指示</b></p>	市
警戒レベル3相当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害のおそれあり</li> <li>■危険な場所から高齢者等は避難                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等（※）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>高齢者等避難</b></p>	市
警戒レベル2相当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●気象状況悪化</li> <li>■自らの避難行動を確認                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>大雨・洪水・高潮注意報</b></p>	仙台管区 気象台
警戒レベル1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今後気象状況悪化のおそれ</li> <li>■災害への心構えを高める                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>早期注意情報</b></p>	仙台管区 気象台

# 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

## A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（23 / 27）

No.	法律・計画等	主な更新内容
10	宮城県津波対策ガイドライン	①避難指示の発令
<b>改訂案</b>		
地域防災計画該当箇所	記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：方針確認事項）	対応する更新内容
津波災害 対策編 第3章 第12節 避難活動	<p><b>第2 避難の指示</b>            避難の指示は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第1「避難の指示」の定めに準ずるほか、以下の内容を実施する。</p> <p><b>1 避難指示の発令</b>            どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、次の場合には高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。            また、緊急安全確保は基本的に発令しない。</p> <p>① 法令の規定により津波警報等の通知（気象業務法第15条第2項）を受けた場合及び報道機関の放送等により津波警報等の発表を認知した場合            ② 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ住民等の避難が必要と認める場合（平成11年7月12日付け消防震第28号消防庁長官通知）            ③ 災害により津波に関する気象庁の警報事項等を適時に受け取ることができなくなった地の市町村長が法令の規定により自ら災害に関する警報をした場合（気象業務法施行令第10条）</p>	①

# 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

## A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（24 / 27）

No.	法律・計画等	主な更新内容	
1 1	原子力災害対策指針に基づく記載事項	①緊急事態における判断基準の見直し ②原子力災害対策を重点的に実施すべき地域について、記載内容の変更	
<b>改訂案</b>			
地域防災計画該当箇所		記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：方針確認事項）	対応する更新内容
原子力災害対策編	第1章 第4節 計画の基礎とするべき災害の想定	<p><b>第3 緊急事態における判断基準</b></p> <p><b>2 運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）</b>                      環境への放射性物質放出後、主に、確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準で、<b>空間</b>放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で設定する。                      【塩竈市が採ることを想定される措置等】</p> <p>※29頁に表を示す。</p>	①
原子力災害対策編	第1章 第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	<p><b>第2 原子力災害対策の実施における本市の位置づけ</b>                      本市は、下図に示すように女川原子力発電所からの距離は最短で35 kmと離れている。原子力災害対策指針（令和3年7月21日一部改正）において示されている目安をふまえ、「<b>緊急防護措置を準備する区域</b>」（U P Z : Urgent Protective action planning Zone）の範囲外となる。</p>	②

# 3 塩竈市地域防災計画改訂（案）

## A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（25 / 27）

赤字：修正箇所

【想定される塩竈市の措置等】

		UPZ外（概ね30km～） ※防護措置や協力などが必要とされた範囲に限る			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急事態区分	警戒事態	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	—	—	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力
	施設敷地緊急事態	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	—	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難受入れ ・避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力
	全面緊急事態	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	—	【避難等】 ・避難等の受入れ <del>【安定ヨウ素剤】</del> →安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、 <del>避難退域時検査及び簡易除染の準備</del> （避難・一時移転先、輸送手段、 <del>当該検査及び簡易除染の場所の確保等</del> ）への協力
OIL	OIL1	—	—	—	【避難】 ・（近）避難の実施 ・（遠）避難の受入れ
	飲食物に係るスクリーニング基準	—	・住民等への情報伝達	—	—
	OIL4	—	・住民等への情報伝達	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力
	OIL2	—	・住民等への情報伝達	—	【一時移転】 ・（近）一時移転の実施 ・（遠）一時移転の受入れ
	OIL6	—	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施

OIL：実用上の介入レベル

- ①即時の避難を要する基準（OIL1相当）
- ②一時移転を要する基準（OIL2に相当）
- ③飲食物の摂取制限を要する基準（OIL6及びOIL3に相当）
- ④体表面スクリーニング・除染を要する基準（OIL4に相当）

	基準の種類	基準の概要
緊急防護措置	OIL1	住民等を数時間内に避難や屋内退避させるための基準
	OIL4	除染を講ずるための基準
早期防護措置	OIL2	地域生産物（※1）の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準
飲食物摂取制限（※2）	飲食物に係るスクリーニング基準	飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準
	OIL6	飲食物の摂取を制限する際の基準

- ※1 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※2 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。  
(原子力災害対策指針（令和3年7月21日）)

# A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（26 / 27）

前ページまでに示した主な法改正・上位計画をはじめ、以下の関係法令やガイドライン等を確認し、整合を図っています。

No.	法律・計画・ガイドライン等	No.	法律・計画・ガイドライン等
1	災害対策基本法（昭和36年11月公布、令和3年法律第30号による改正）	16	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年12月公布、法律第110号）
2	災害救助法（昭和22年10月公布、令和3年法律第30号による改正）	17	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年12月公布、令和3年法律第43号）
3	災害救助法施行令（昭和22年10月公布、令和3年政令第153号）	18	国土交通省設置法（平成11年7月公布、令和3年法律第31号）
4	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月公布、令和3年法律第31号による改正）	19	冬被災者生活再建支援法（平成10年5月公布、令和2年法律第69号による改正）
5	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月公布、令和3年法律第31号による改正）	20	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月公布、平成28年法律第47号による改正）
6	水防法（昭和24年6月公布、令和3年法律第31号による改正）	22	宮城県震災対策推進条例（平成20年10月制定、平成26年4月施行）
7	下水道法（昭和33年4月公布、令和3年法律第31号による改正）	23	放送法施行規則（令和3年12月公布、令和3年総務省令第107号）
8	都市緑地法（昭和48年9月公布、令和3年法律第31号による改正）	24	塩竈市災害対策本部条例（塩竈市、平成24年9月条例第31号）
9	都市計画法（昭和43年6月公布、令和3年法律第31号による改正）	25	塩竈市災害対策本部運営要綱附則（塩竈市、令和3年5月庁訓第55号）
10	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（令和3年法律第31号による改正）	26	避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府、平成28年4月改訂）
11	津波対策の推進に関する法律（平成23年6月公布、平成29年法律第12号による改正）	27	塩竈市国民健康保険一部負担金の減免又は徴収猶予に係る事務取扱要綱（塩竈市、平成27年12月庁訓第53号）
12	津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月公布、令和3年法律第31号による改正）	28	土砂災害対策基本指針（国土交通省、令和3年8月31日告示）
13	原子力災害対策特別措置法（平成11年12月公布、令和3年法律第30号）	29	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府、令和3年5月改定（第I部～第IV部））
14	大規模災害からの復興に関する法律（昭和25年6月公布、令和2年法律第41号による改正）	30	冬期における避難所の新型コロナウイルス感染症等への対応について（内閣府、令和2年12月）
15	消防法（昭和23年7月公布、令和3年法律第36号による改正）		

# A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂（27/27）

No.	法律・計画・ガイドライン等	No.	法律・計画・ガイドライン等
31	避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府、平成28年4月改訂）	53	市町村のための水害対応の手引き（内閣府、令和2年6月）
32	タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針（国土交通省、平成28年8月）	54	宮城県津波対策ガイドライン（宮城県、令和3年6月改定）
33	水防災意識社会再構築ビジョン（国土交通省、平成27年12月）	55	避難確保計画作成の手引き 解説編（国土交通省、令和2年6月）
34	火災・災害等即報要領（消防庁、令和3年5月改正）	56	大規模水害時の避難手法検討ガイドブック（国土交通省、平成27年3月）
35	災害救助事務取扱要領(内閣府、令和3年6月)	57	土砂災害警戒避難ガイドライン（国土交通省、平成27年4月改訂）
36	災害廃棄物対策指針（環境省、平成30年3月改定）	58	避難情報に関するガイドライン（令和3年5月10日_内閣府）
37	被災者台帳の作成等に関する実務指針（内閣府、平成29年3月）	59	指定緊急避難場所の指定に関する手引き（内閣府、平成29年3月）
38	災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府、令和3年3月）	60	避難所運営ガイドライン（内閣府、平成28年4月）
39	原子力災害対策指針（原子力規制委員会、令和3年7月21日）	61	男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン（内閣府、令和2年5月）
40	防災基本計画（中央防災会議、令和3年5月修正）	62	人とペットの災害対策ガイドライン（環境省、平成30年2月改訂）
41	宮城県地域防災計画（宮城県防災会議、令和3年2月）	63	新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第3版）（内閣府、令和3年6月）
42	宮城県水防計画（宮城県、令和2年度）	64	宮城県新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン（宮城県、令和2年6月）
43	宮城県災害廃棄物処理計画（宮城県、平成29年8月）	65	避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府、平成28年4月）
44	宮城県国土強靱化地域計画（宮城県、令和3年3月）	66	宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン（宮城県、平成25年4月）
45	塩竈市国土強靱化地域計画（塩竈市、令和3年6月）	67	福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府、令和3年5月改定）
46	第6次塩竈市長期総合計画 基本構想前期基本計画（塩竈市、議案第64号）	68	宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン（宮城県、平成25年12月）
47	塩竈市耐震改修促進計画（塩竈市、令和3年3月改定予定）	69	宮城県大規模災害時医療救護活動マニュアル（宮城県、平成25年3月改定）
48	南海トラフ地震防災対策推進基本計画（中央防災会議、令和元年5月修正）	70	災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用手引（国土交通省、平成26年11月）
49	南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府、令和3年5月一部改定）	71	災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き（内閣府、令和3年5月）
50	大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（内閣府、平成28年2月）	72	地域防災計画(原子力災害対策編)作成マニュアル(市町村分)（内閣府、平成25年7月一部改訂）
51	地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府、平成29年3月）	73	しおがま水道ガイド帳（平成30年3月発行）
52	地区防災計画ガイドライン（内閣府、平成26年3月）		

## ① 組織変更に伴う所掌事務の整理 (1/2)

第6次長期総合計画の開始に合わせて実施した組織機構の見直しを、災害対策本部・災対各部の構成に反映しました。

### 塩竈市災害対策本部組織

赤字：修正箇所

災害対策本部長	市長	副本部長	副市長
災害対策本部員	教育長 総務部長 市民生活部長 福祉子ども未来部長 産業建設部長 上下水道部長 教育部長 市立病院事務部長 政策調整管理監 公民共創推進専門監 議会事務局長		
災害対策本部 連絡室員	本部連絡室長	危機管理監	
	本部連絡室長補佐	危機管理課長	
	本部連絡室員	危機管理課員	
	本部連絡員	各災対部1名（各災対部長が指名した者）	

災対総務部		部長：総務部長 副部長：総務人事課長	
班名	班長	副班長	班員
総務班	総務人事課長	総務係長	総務人事課員
		人財育成係長	
広報班	政策課長	政策企画係長	政策課員 秘書広報課員
		デジタル推進係長	
		広報係長	
財政班	財政課長	行政改革係	財政課員
		財政係長	
管財契約班	管財契約課長	管財係長	管財契約課員
		契約係長	
		工事検査室長	
会計班	会計課長	会計係長	会計課員
応援班	選挙管理委員会 事務局長	選挙係長 監査係長	各所属職員
	監査事務局長		
	議会事務局		

災対市民生活部		部長：市民生活部長 副部長：市民課長	
班名	班長	副班長	班員
市民班	市民課長	市民総務係長	市民課員
		協働推進係長	
		窓口係長	
調査班	税務課長	諸税係長	税務課員
		市民税係長	
		固定資産税係長	
		納税推進室長	
環境班	環境課長	環境企画係長	環境課員
		クリーン対策係長	
浦戸振興班	浦戸振興課長	市営汽船係長	浦戸振興課員
		浦戸生活係長	
応援班	保険年金課長	保険企画係長	保険年金課員
		給付年金係長	
		医療係長	



## ① 組織変更に伴う所掌事務の整理 (2/2)

赤字：修正箇所

災対福祉子ども未来部			
		部長：福祉子ども未来部長 副部長：生活福祉課長	
班名	班長	副班長	班員
総務班	生活福祉課長	福祉総務係長	生活福祉課員
		障がい者支援係長	
		保護係長	
保育班	保育課長	保育係長	保育課員
避難収容班	高齢福祉課長	高齢者支援係長	高齢福祉課員
		介護保険係長	
		地域支援係長	
救護班	健康づくり課長	健康企画係長	健康づくり課員
		健康増進係長	
		新型コロナワクチン接種推進室長	
応援班	子ども未来課	子ども企画係長	子ども未来課員
		家庭相談係	
		親子保健係	

災対産業建設部			
		部長：産業建設部長 副部長：水産振興課長	
班名	班長	副班長	班員
総務班	水産振興課長	水産総務係長	水産振興課員
		浅海農政係長	
		魚市場管理事務所長	
商工観光班	商工観光課長	商工港湾係長 観光係長	商工観光課員
建築班	まちづくり・建築課	まちづくり企画係長	まちづくり・建築課員
		都市計画係長	
		指導係 建築係	
土木班	土木課長	土木企画係長	土木課員
		管理係長	
		建設係長	

災対上下水道部			
		部長：上下水道部長 副部長：業務課長	
班名	班長	副班長	班員
総務班	業務課長	企画総務係長	業務課員
		経理係長	
		管財係長	
給水班	上水道課長	料金係長 給水装置係長	業務課員 上水道課員
上水道班	上水道課長	計画庶務係長	上水道課員
		施設管理係長	
		建設係長 浄水係長	
下水道班	下水道課長	下水企画係長	下水道課員
		下水経理係	
		施設管理係長	
		建設係長	

災対教育部			
		部長：教育部長 副部長：教育総務課長	
班名	班長	副班長	班員
総務班	教育総務課長	教育総務係長	教育総務課員
		保健食育係長	
		施設係長	
学校教育班	学校教育課長	学校教育係長 学習支援係長	学校教育課員
生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習係長 エスプ公民館係長	生涯学習課員
文化スポーツ班	文化スポーツ課長	文化振興係長 スポーツ振興係長	文化スポーツ課員
応援班	文化スポーツ課長	図書館係長	文化スポーツ課員
	各小中学校長	教頭	各市内小中学校職員

災対病院部			
		部長：市立病院事務部長 副部長：業務課長	
班名	班長	副班長	班員
総務班	業務課長	総務係長	災対病院部員 業務課員 経営改革室員
		経理係長	
医事班	医事課長	医事係長	医事課員

# B 塩竈市の状況を踏まえた改訂（3 / 10）

## 協議事項：アンケート調査を踏まえた改訂案

庁内各課・町内会に対して実施したアンケート調査結果を踏まえた改訂案について以降に整理しています。各記載内容について、ご確認をお願いします。

## ②塩竈市が抱える課題への対応（1 / 6）

庁内各課へのアンケート調査結果等で明らかになった、塩竈市が抱える課題を解決するために必要な対応を検討し、改訂案を作成しました。

No.	アンケート等で明らかになった塩竈市の課題	改訂の着眼点
2	業務実施体制の見直し	①実態に即した事業継続計画の再構築 ②風水害時における参集基準の見直し

改訂案		
地域防災計画該当箇所	記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：方針確認事項）	対応する着眼点
地震災害対策編 第2章 第17節 組織体制及び職員の配備体制の整備	<b>第5 業務継続計画(BCP) 1 業務継続性の確保</b> (2) 業務継続体制の確保 市は、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。 また、全庁的に災害対応できるよう、時間の経過に合わせ、実態に即した災害時業務の検討を行う。	①
風水害等災害対策編 第2章 第11節 組織体制及び職員の配備体制の整備	<b>※現状の参集基準の検証、震災後整備された各部の管理施設の管理等を検討し、参集基準を再構築し、運営要綱を見直す必要がある。</b>	②
風水害等災害対策編 第3章 第1節 防災活動体制		

## ②塩竈市が抱える課題への対応（2 / 6）

No.	アンケート等で明らかになった塩竈市の課題	改訂の着眼点
3	避難対応の明確化	①避難所と自主運営避難所の違いの明確化 ②自動車避難者の受け入れ対応

### 改訂案

地域防災計画該当箇所		記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：方針確認事項）	対応する着眼点
地震災害 対策編	第2章 第2.4節 避難受 入れ対策	<p><b>第1 避難所の確保 2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底</b></p> <p>市は、指定避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を、緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて市民への周知徹底を図る。</p> <p><b>（1）指定緊急避難場所</b> 災害（地震、津波、高潮、土砂災害、大規模火災、内水氾濫、洪水、火山現象）から一時的に避難するための場所で、学校のグラウンドや公園、あるいは津波から逃げるための建物など、市民の安全を確保する場所。</p> <p><b>（2）指定避難所</b> 被災者が一定期間滞在するための施設で、学校の体育館や公民館など、避難者の安全と一定の生活環境が確保される施設。市が開設する。</p> <p><b>（3）自主運営避難所（集会所等）</b> 指定避難所での受け入れが困難な災害が発生したときに、町内会が開設から運営まで行う自主運営避難所と位置づけ、開設は短期間程度で指定避難所の補完をする避難所。</p>	①
地震災害 対策編	第2章 第2.4節 避難受 入れ対策	<p><b>※自動車避難に関する具体的な地域防災計画には追記せず、避難所運営ガイドライン等に整理する必要がある。</b></p>	②

## ②塩竈市が抱える課題への対応（3 / 6）

No.	アンケート等で明らかになった塩竈市の課題		改訂の着眼点
3	避難対応の明確化		③想定避難者数を超えた場合の受け入れ対応 ④津波浸水想定区域に立地する避難施設への支援
改訂案			
地域防災計画該当箇所		記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：方針確認事項）	対応する着眼点
地震災害 対策編	第2章 第24節 避難受 入れ対策	※感染症対策として宿泊施設の活用等による避難者を分散させる必要性については、 <b>地域防災計画に記載がある。</b> ※各指定避難所感染症対策を講じた際の具体的な受け入れ対応については、 <b>避難所運営ガイドライン等で対応を整理していく。</b>	③
津波災害 対策編	第1章 第4節 宮城県の 津波被害	<b>第3 東日本大震災の津波災害の概況 4 本市における被害状況</b> （4）津波浸水区域の避難所・公共施設 ① 津波浸水区域に立地する避難所は4箇所存在する。これらの避難所の利用に関しては、災害事象ごとに使い分けが必要である。 ② 津波浸水想定区域等に立地する津波避難ビル等の利用に関しては、マニュアルの作成や防災・福祉担当課合同による説明会を実施し、市民や避難行動要支援者等へ周知を図る。 ③ 防災機関として位置づけられる公共施設は15箇所存在しており、日ごろから津波浸水に関する対策に留意しておく必要がある。	④

## ②塩竈市が抱える課題への対応（4 / 6）

No.	アンケート等で明らかになった塩竈市の課題	改訂の着眼点
4	確実な情報伝達方法の確保	①災害対策本部と避難所間の情報伝達 ②発災時の通信機能の確保

### 改訂案

地域防災計画該当箇所	記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：方針確認事項）	対応する着眼点
地震災害 対策編 第3章 第12節 避難活動	<b>第5 指定避難所等の開設及び運営 3 指定避難所の運営、管理等</b> （1）指定避難所の管理 ②本部との情報共有 市は、指定避難所の管理に必要な情報について整理し、各指定避難所に配備された携帯電話等を活用し、着実に情報共有を図る。併せて指定避難所の施設管理者にも可能な限り情報共有を図る。	①

※②に関する改訂はなし

No.	アンケート等で明らかになった塩竈市の課題	改訂の着眼点
5	避難行動要支援者への対応	①公共施設利用中の避難行動要支援者の対応

### 改訂案

地域防災計画該当箇所	記載内容（赤字：修正・追記事項）	対応する着眼点
地震災害 対策編 第3章 第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	<b>第1 高齢者・障がい者等への支援活動 2 安全確保</b> （3）公共施設に来所中の避難行動要支援者への対応 地震発生時に来所中の避難行動要支援者の安否確認等について、公共施設の職員が円滑に対応できるよう、マニュアル等を作成し、平常時より職員に啓発を図る。	①

## ②塩竈市が抱える課題への対応（5 / 6）

No.	アンケート等で明らかになった塩竈市の課題		改訂の着眼点
6	災害廃棄物の処理に必要な場所の確保		①災害廃棄物仮置き場の確保 ②災害廃棄物の集積場所の確保
改訂案			
地域防災計画該当箇所		記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：方針確認事項）	対応する着眼点
地震災害 対策編	第2章 第28節 災害廃 棄物対策	<b>第2 主な措置内容 2 震災時における応急体制の確保</b> （1）仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理について、具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。 その際、仮置き場及び集積場所については、東日本大震災と同程度の災害廃棄物が発生すると想定し、その発生量を受け入れることができる用地を検討する。	①②
地震災害 対策編	第3章 第20節 災害廃 棄物処理活動	<b>第3 処理方法 2 災害廃棄物（がれき等）の収集及び処理</b> （3）集積・保管場所 廃材等の災害廃棄物の集積場所は事前に確保しておいた箇所では不足があった場合、遊休地等を利用し、集積・保管に関して再び人命・財産に被害を与えないよう、注意喚起を徹底する。	②

## ②塩竈市が抱える課題への対応（6 / 6）

No.	アンケート等で明らかになった塩竈市の課題		改訂の着眼点
7	参集職員の安全確保		①津波浸水区域に立地する庁舎への参集
<b>改訂案</b>			
地域防災計画該当箇所		記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：方針確認事項）	対応する着眼点
津波災害 対策編	第3章 第1節 防災活動 体制	<b>第3 災害対策本部等 5 職員参集要領</b> <b>（3）職員の自主参集</b> ② 職員は原則として、所属する勤務場所に登庁する。なお、津波浸水想定区域内に立地する庁舎に勤務する職員の参集については、業務継続計画（BCP）の策定及び「災害時の職員行動マニュアル」の更新に併せ、検証を行う。 ③ 自主参集の際、本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、職員は原則として指定避難所に参集し、参集先の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。	①

No.	アンケート等で明らかになった塩竈市の課題		改訂の着眼点
8	指定避難所及び被災リスクのある地域に立地する防災関連施設の見直し		①津波浸水区域内の防災関連施設における津波災害に対する安全性の確保 ②土砂災害警戒区域内の防災関連施設における土砂災害に対する安全性の確保 ③指定避難所の見直し
<b>改訂案</b>			
地域防災計画該当箇所		記載内容（赤字：修正・追記事項 青字：方針確認事項）	対応する着眼点
地震災害 対策編	第2章 第18節 防災拠点等の整備	<b>第1 防災拠点の整備 1 防災拠点</b> <b>（1）防災拠点型建物(市庁舎、消防署等)、避難型建物（学校、体育館等）、入所型建物(病院、社会福祉施設等)は、災害応急対応、救助、救護及び避難活動を実施する上で重要となるため、高い耐震性が要求される。このため、耐震診断を実施し、必要に応じて、建替、改修及び補強に取り組む。</b> なお、必要に応じて、指定避難所及び被災リスクのある地域に立地する防災拠点の見直しを図る。	① ② ③

## ③町内会が抱える課題への対応（1 / 2）

町内会へのアンケート調査結果等で明らかになった町内会が抱える課題を解決するために必要な対応を検討し、改訂案を作成した。

No.	課題解決に向けて地域防災計画に記載すべき事項	アンケートで挙げた課題
1	住民の高齢化による自主防災組織活動の低迷への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化による人材不足</li> <li>・若い世代の意識離れによる人材不足</li> </ul>
2	若い世代の防災意識向上を図る	

### 課題を踏まえた改訂案

地域防災計画該当箇所		記載内容（赤字：修正・追記事項）	関連する町内会の取組
地震災害対策編	第2章 第12節 自主防災組織の育成	<b>第2 自主防災組織の育成・指導 1 市の役割</b> （3）市は、自主防災組織の運営や活動に関するマニュアル等を策定し、周知を図るとともに、近隣地区による自主防災組織の合同運営や若い世代に対する自主防災組織の必要性に関する普及・啓発等、高齢化等による自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域内における危険箇所の把握</li> <li>■食料等の備蓄</li> <li>■避難行動要支援者に関する避難対応</li> <li>■避難訓練の実施</li> <li>■救急・救助活動</li> <li>■避難所運営 等</li> </ul>

No.	課題解決に向けて地域防災計画に記載すべき事項	アンケートで挙げた課題
3	市との連絡体制等の明確化	・市の連絡先が分からない

### 課題を踏まえた改訂案

地域防災計画該当箇所		記載内容（赤字：修正・追記事項）	関連する町内会の取組
地震災害対策編	第2章 第12節 自主防災組織の育成	<b>第3 自主防災組織の活動の支援 2 地震・津波発生時の活動</b> （1）情報の収集・伝達 ⑤ 地域住民への伝達方法として、防災行政無線に頼らない多様な伝達手段の活用方法 市は、自主防災組織からの被害状況の連絡窓口、及び多様な連絡手段について、周知を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域内に発生した被害状況の把握及び市へ報告することができる</li> </ul>



## ③町内会が抱える課題への対応 (2 / 2)

No.	課題解決に向けて地域防災計画に記載すべき事項		アンケートで挙げた課題
4	自動車避難の対応		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動要支援者のために必要</li> <li>・ 地域の特性上必要</li> <li>・ 避難生活・被災後の生活のために必要</li> </ul>
<b>課題を踏まえた改訂案</b>			
地域防災計画該当箇所		記載内容 (赤字：修正・追記事項)	関連する町内会の取組
地震災害対策編	第2章 第23節 避難対策	<b>第8 避難計画の作成 1 市の対応</b> (3) 東日本大震災時の避難行動においては自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点として「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたため、塩竈市における最適な避難のあり方を検証し、自動車避難に関するマニュアル整備に努める。位置づけについて検討する。	-

### 協議事項：地域防災計画における自動車避難に関する記載

- ・ 地域防災計画への具体的な記載はしない。  
 先進事例である亘理町の地域防災計画においても、自動車避難に関する具体的な記載はなく、徒歩避難を原則としている。
- ・ 塩竈市の地域特性等を踏まえた、自動車避難に関するマニュアル整備に努める旨を記載。

自動車避難の受け入れを求める意見は多くある。しかし現状は渋滞等の課題があり、受け入れ態勢の確保は難しい。そのため、津波避難計画等で地域ごとの自動車の避難路の検証や、受け入れ先の状況等を整理する必要がある。

# 参考：自動車避難に関する他市町村の事例①（巨理町）

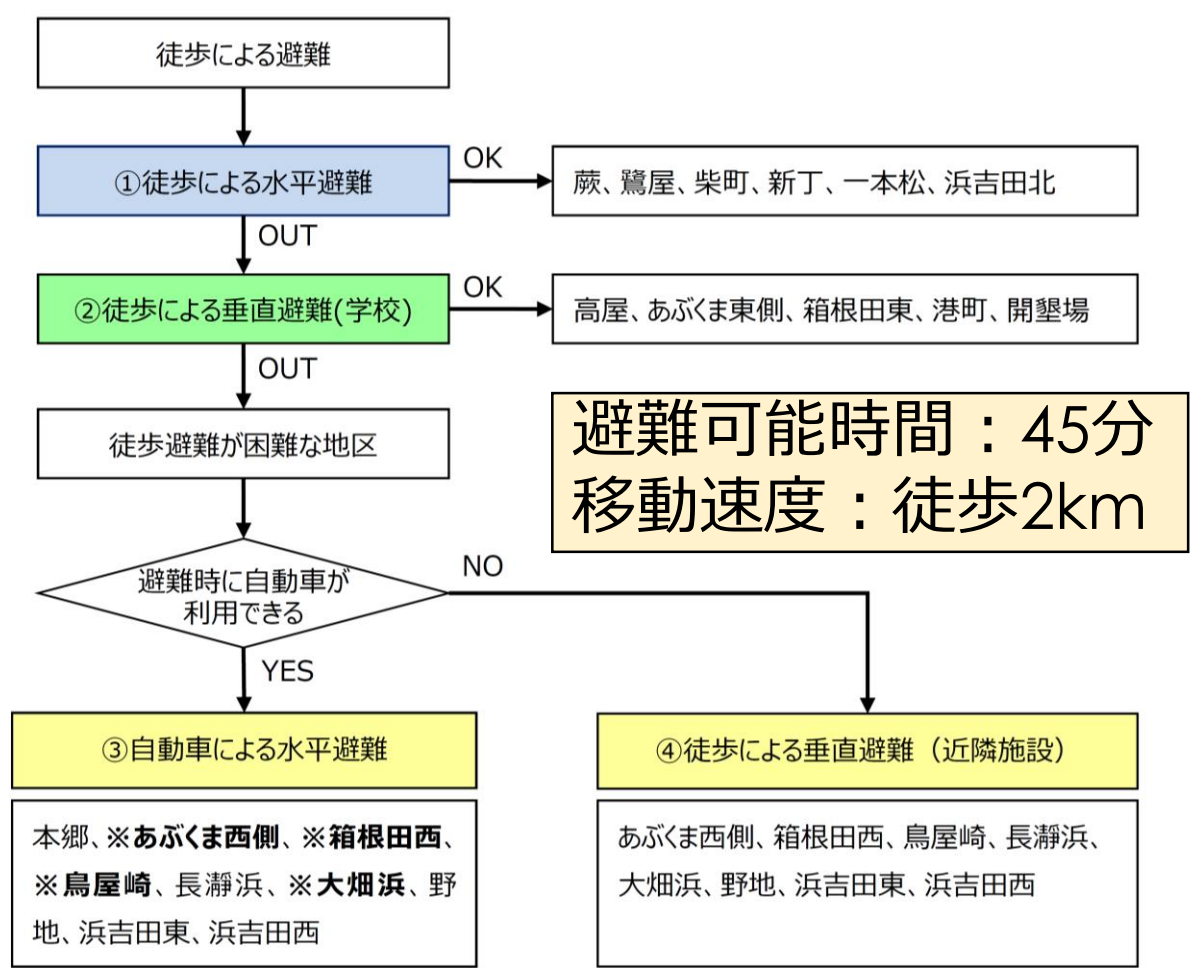
アンケート調査で課題として挙げられ、第1回防災会議においても話題に挙がった**自動車避難**について、**他地域の事例を紹介**します。

## ①巨理町における自動車避難の受け入れ

以下の理由により、自動車での避難も考慮した**津波避難計画**を策定している。

※自動車での避難は交通渋滞を招くおそれがあるため、避難手段は原則徒歩

- ・海岸部は平地部が続いており、周辺には高い場所がないこと
- ・海岸部から西側の内陸部まで約 5km の距離であり、徒歩での避難が困難な地域もあること
- ・普段から、自動車を主な移動手段としている人が多いこと等



避難方法の検討フロー

出典：巨理町津波避難計画（R2.4）

## ②巨理町地域防災計画における自動車避難に関する記載

第2編 津波対策編 第3章 災害応急対策 第12節 避難活動  
第5 避難の方法 1 避難誘導の方法  
(4) 避難時の留意事項  
□ 避難は原則として徒歩とする。  
ハやむを得ず自動車での避難せざるを得ない場合（歩くのが困難な障害者や病人等の避難や、指定緊急避難場所までの距離が遠い場合等）は、地域ごとの避難路を活用し、避難を行う。

# 参考：自動車避難に関する他市町村の事例②（いわき市）

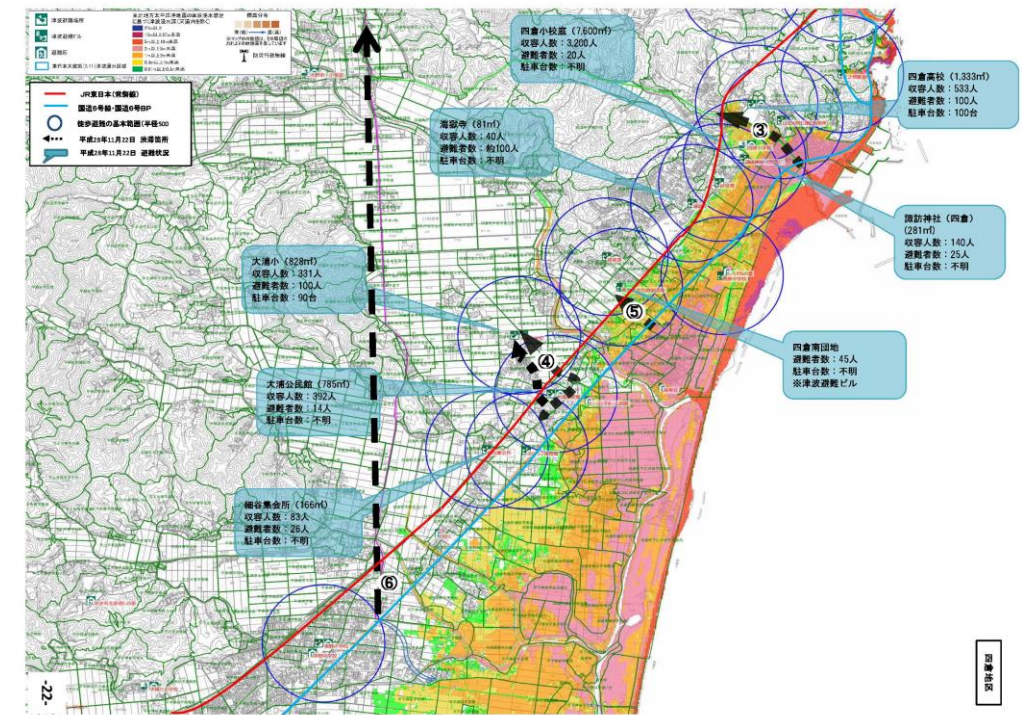
いわき市では、いわき市防災会議の下部組織として「津波災害時における自動車避難検討部会」を設置し、津波災害時における避難ガイドラインとして取りまとめています。

**表 検討部会構成員**

<b>国</b>	国土交通省東北地方整備局 磐城国道事務所 管理課
<b>県</b>	いわき地方振興局 県民部 県民生活課
	いわき建設事務所 企画管理部 管理課
	勿来土木事務所 業務課
	いわき中央警察署 警備課、交通第1課
	いわき東警察署 警備課、交通課
	いわき南警察署 警備係、交通係
<b>市</b>	総合政策部 危機管理課
	土木部 土木課、道路管理課
	消防本部 警防課

## 検討事項

- (1) 津波災害時における自動車避難の課題の抽出
- (2) 自動車避難に係る方針の検討
- (3) 自動車避難の対象地域や方法の検討
- (4) 自動車避難に係る訓練内容の検討
- (5) その他必要と認められる事項



## ①避難の基本的な考え方

最寄りの津波避難場所や高台などへ原則徒歩とする。  
 ただし、最寄りの津波避難場所や高台まで相当な距離がある場合、また、避難行動要支援者等徒歩での避難が困難な場合など、やむを得ず自動車により避難する場合は、徒歩による避難行動を妨げることはないよう、かつ、津波浸水想定区域より内陸部へ移動するよう促す。（津波災害時における自動車による避難ガイドライン）

# 参考：自動車避難に関する他市町村の事例②（いわき市）

## ②自動車避難を認めるための対策

いわき市では、自動車での避難行動による課題を解決するために、短期的対策と長期的対策を検討している。

### 短期的な対策

1. 原則徒歩による避難の徹底
2. 津波浸水想定区域境界付近のランドマーク（目印）の設定
3. ランドマークシグナル（区域内信号機の点滅運用）の検討
4. 広域避難場所（21世紀の森公園、いわき公園）を含む、浸水想定区域外で駐車スペースが確保できる場所の選定
5. 津波浸水想定深を踏まえた、立体駐車場等の活用検討
6. 既指定の津波避難ビル以外の民間施設等や、沿岸部に新たな高台を津波避難場所として指定することの検討
7. 自動車による避難を踏まえた「避難誘導サイン」の検討

### 長期的な対策

1. 踏切の遮断による避難ルートの検証
2. 沿岸各地での「地区防災計画」の活用により、地区独自のルール（ローカルルール）を定めることとし、そのルールづくりにおいて、具体的な「避難行動要支援者への対応」や「自動車による避難ルート」などの検討を行う。